令和元年度石川県環境審議会 自然共生部会 議事録

日 時:令和元年10月10日(木)13:30~

場 所: 石川県庁行政庁舎 11階 1110会議室

出席:

(委員)

丸山部会長、門村委員、神谷委員、中村(浩)委員、中村(明)委員、米澤委員、古池委員、番匠委員 香坂専門委員、辻森専門委員、中村(正)専門委員、林専門委員 (12名/15名)

(事務局)

手井生活環境部次長兼自然環境課長 他4名

報 道:なし

傍聴者:なし

- 1. 開 会
 - 〇 事務局から、委員総数15名のうち12名の出席があり、定足数に 達していることを報告。
- 2. 挨 拶(手井生活環境部次長兼自然環境課長)
- 3. 議事
- (1)【議案】大聖寺捕鴨猟区維持管理事務の委託

(丸山部会長)

議案の審議に入ります前に、本日の当部会の議決は、ふるさと環境条例 及び同運営要領によりまして、環境審議会の議決であり、そのまま知事へ の答申へとなりますので、念のため申し上げておきます。

本日、ご審議いただきます議案は、お手元の資料の「諮問事項」にありますとおり、知事から諮問のございました「大聖寺補鴨猟区の維持管理事務の委託」の1件でございます。

議案につきまして、事務局から説明した後、ご審議いただきたいと思い

ます。

それでは、事務局から議案「大聖寺捕鴨猟区の維持管理事務の委託」 についての説明願います。

(事務局)

(議案の説明)

(丸山部会長)

ただいま事務局から説明のありました議案について、ご審議願います。 質問やご意見をお出しいただければありがたいと思います。

(中村(明)委員)

今回は加賀市が組合の方に委託をするということについて審議するということになるのでしょうか。それとも、県が委託先を指定できるということで、それについて、県が加賀市に委託して、さらに加賀市が組合に委託するということについて審議するということでしょうか。その点がよく分からなかったのですが。

(事務局)

猟区の設定自体は、資料の環境法令集の68条で県の認可を受ければ認可は何人でも設定できるということになっております。今ご審議いただきますのは、猟区の設定者のうち73条の準用で、73条の1項では「国は」ということになっており、維持管理に関する事務を委託する場合につきましては、環境大臣が中央審議会の意見を聞いて委託することができることとなっております。2項の方におきましても、準用で、地方公共団体が設定するということでございますので、加賀市が設定する猟区について準用するということでございまして、加賀市の設定する猟区につきましては、県の方で認可事項として認可するわけなのですが、加賀市が設定した猟区について維持管理事務を委託する場合は、県の審議会を合議制機関ということで、当審議会の意見を聞かなければならないということでございます。

(中村(明)委員)

加賀市と組合が締結する委託契約書の案が資料にでておりますが、第4条の委託期間の部分が案の中では、空欄になっているのですが、今回加賀市の条例で設定期間が令和元年11月1日から令和11年10月30日となっているので、その期間が入るという理解でよいのかということ

が一つと、第5条の委託料の記載があるのですけども、これは後ろの資料を見ると年間50万円のようにも見えるのですけど、この契約書のままだとその委託期間で50万円のようにも見えるので、この契約書についてはご検討していただいた方がいいかなということを加賀市に伝えていただければと思います。

(丸山部会長)

その点いかがでしょうか。ご説明お願いします。

(事務局)

加賀市の方は、協同組合と毎年委託契約を締結するということで、契約書上は空欄ということで、ここに毎年の年月日が入るということで、加賀市が設定する猟区自体は、10年間は県の認可を受けているのですが、委託については狩猟期間が前提ということで、毎年するということです。それで上限の50万円までで委託するという形になっております。猟のできる期間は毎年11月15日から3月15日までなので、その間の維持管理委託を毎年するということで、上限が50人ということなので50万円という形で案ということになっております。

(丸山部会長)

毎年50万円という理解でよろしいですね。

(事務局)

その通りでございます。

(丸山部会長)

誤解のないようにお願いします。

(香坂専門委員)

直接議事には関係ないのですが、最近猟の映画を観させていただいて、 来年文化的にもやはり重要な活動だと認識した次第ですが、若い人は 山の通り道を眺めながら、先代の方々がやっていた猟の軌跡を辿るとい うようなお話だったのですが、かなり文化的な重要性があり私も見入っ た次第でございまして、是非県の方でも、これは自然環境ですけれども 観光においても文化的な事業として非常に重要性があるということを、 部局をまたいで共有していただけたらいいのかなと思います。

(丸山部会長)

毎年新聞でちょうどこの時期には報道されるので私もちょっとだけなら知っています。

(事務局)

先程説明しました通り、江戸時代から続く伝統的な猟法でございます。 観光的な側面もあるかと思いますので、今後連携しながら進めていけれ ばいいと思います。

(丸山部会長)

ありがとうございました。ご関係の深い、野鳥の会や猟友会では何か ご注意いただくことはございませんでしょうか。

(中村(正)専門委員)

全体的にみて、鴨池のガンカモ調査結果の数値がそれほど変わっていないということと、坂網猟の猟に対して鴨たちを捕獲してもそれほど域内には影響はなさそうだっていうのは資料で読み取れるのかなと感じているところです。

(丸山部会長)

猟友会の方は何かご意見ございませんでしょうか。

(辻森専門委員)

伝統的な猟法で郷土芸能に近いものがあると思いますし、組合の方でも若手の育成に取り組んでおられるようでございますし是非続けてほ しいと思います。

(古池委員)

だいたいどれくらい飛んできた内のどれくらいとっているのでしょうか。

(计森専門委員)

数字までは分からないですが、組合の方に聞いたことがあるのですが、 数えて今年は何羽くらいとれるなと予想が立つらしいです。

(事務局)

捕獲されている数につきましては17ページにございますとおり年間250数十羽でございます。実際、猟をしている場所でどれくらいいるのかということは、なかなかピンポイントなものですが、ガンカモ類の調査では、カモ類全体では3000羽弱近くという状況ですので、そのうちの240羽を捕獲されているということだと思います。

(丸山部会長)

ありがとうございます。その他にご意見ございませんでしょうか。

(番匠委員)

19ページの事業報告で、監視員、巡視員を設置し鳥類の密猟防止に努めたっていう記述があるのですが、密猟者は実際にいるものかどうかというところをお伺いしたいです。

(事務局)

基本的にはこの猟区では坂網でしかできないという限定となっておりますが、そのような入猟申請をしてない人が入り込めないようにしているということだと思っています。

(番匠委員)

防止とは、予防のような位置づけということですか。

(事務局)

そのとおりでございます。

(丸山部会長)

密猟者はいないということでいいですか。

(事務局)

特段把握はしておりません。県の方でもパトロールを行っていますが、 報告は受けておりません。

(中村(明)委員)

入猟を希望される方は毎年同じような方なのか、それともかなり増えていて人数を制限しないといけない状況なのかということについてお聞きしたいです。

(事務局)

基本的には組合の方が中心となって毎年猟をしております。坂網猟ですので、一般の方は実質的には難しいということだと思います。

(丸山部会長)

他に、ご質問はございませんか。もしございませんようでしたら、今 ご審議いただいた議案につきましては、原案を認めるということで答申 してよろしいですか。

<特に異議等の発言なし>

(丸山部会長)

それでは、当部会に諮問のありました議案については、ご了解いただけたということですが、折角の機会ですので委員の方で何かございましたら何なりとご発言いただければと思います。

(香坂委員)

お手元に本の案内を配布させていただきまたが、『縮小する日本社会』 ということで、3章が能登学者の方が縮小する生産現場で獣害について 書いておりまして、今週発売ですのでお近くの図書館に紹介していただ ければと思います。

(丸山部会長)

ありがとうございます。アップツーデートのことが書いてあると思いますので、能登では参考になると思います。

(古池委員)

網に引っ掛かるのは年を取ったものがひっかかるのか、よく飛べないものが引っ掛かるのか、そういったことが分かるといいと思いますので、資料には何匹とれたかは読み取れますが、できればそういうデータがあればいいかなと思います。

(丸山部会長)

他にはございませんか。豚コレラの状況について県の方から教えてい ただけますか。

(事務局)

豚コレラにつきましては、原因が野生イノシシという点で自然環境部局が関係していますが、基本的に飼育豚を守るということで、ワクチンを散布や、今後は豚の方にワクチンを打つということは農林水産部局の方が所管しておりまして、獣害対策として、農林水産部局の方で有害鳥獣捕獲という形を行っています。今白山麓の方で、野生イノシシが豚コレラにかかったということで、そこの中心10km圏内で捕獲したイノシシは圏外へ持ち出さないということを通じて広がらないようにしています。一方、能登の方に本県の養豚場がございますので、そこに被害を及ぼさないように経口をワクチンの散布をして、防除帯をつくって養豚場の豚を守り、今後、養豚場の豚にワクチンを投与して豚コレラにかからないようにするということが進められています。

(丸山部会長)

新聞ではワクチンが足りないという記載があったのですが、大丈夫なのでしょうか。

(事務局)

詳細については農林水産部局が把握していると思いますが、聞いているところでは、絶対量は日本全体では足りないという状況ですが、廃棄予定の50万個を先に使えるようにして、同時に量産を進めているといった状況です。

(丸山部会長)

ありがとうございました。その他ございませんでしょうか。特にないようですので、これで会議は終了させていただければと思います。事務局にお返しいたします。

4. 閉会

(事務局)

丸山部会長はじめ、委員の皆様におかれましては、本日の議事の円滑な進行にご協力いただきましてありがとうございました。それでは、以上を持ちまして、本日の環境審議会自然共生部会を閉会いたします。委員の皆様にはお忙しい中、ご出席又ご審議いただきまして誠にありがとうございました。

5. 審議結果

〇 石川県知事から諮問のあった案件については、いずれも適当と認め、 その旨知事に答申することに決した。